

# 市民税課税世帯における食費・居住費の特例減額措置に係る資産等申告書

介護保険法施行規則第83条の6（第172条の2において準用する場合を含む。）の規定に基づき、次のとおり申告をします。

## 1 申請者と同一の世帯に属する者（又は属するとみなされる者（※））及び配偶者

氏名（フリガナ）	申請者との関係	性別	生年月日	住所・電話番号
		男女	年 月 日	〒 ( ) -
		男女	年 月 日	<input type="checkbox"/> 同上 ( ) -
		男女	年 月 日	<input type="checkbox"/> 同上 ( ) -
		男女	年 月 日	<input type="checkbox"/> 同上 ( ) -

※ 申請者が介護保険施設に入所することにより世帯分離をした場合には、それ以前に申請者と同じ世帯に属していた者をいいます。

## 2 申請者と上記世帯員に係る資産の状況

### (1) 不動産（居住用の家屋など日常生活のために必要なもの以外）

区分	所有者氏名	所在地	評価額
土地		〒	
建物		〒	

### (2) 現金及び預貯金等

種類	氏名（口座名義）	金融機関及び支店名	預貯金額
預貯金			円
			円
			円
有価証券等	所有者氏名	種類	評価概算額
			円
その他 (自動車・貴金属・現金等)	所有者氏名	種類	評価概算額
			円
			円
			円
合計			円

## 3 介護保険料滞納の有無 有 無

(注意事項)

- (1) 同じ種類の資産を複数所有している場合は、そのすべてを記入してください。
- (2) 書ききれない場合は、余白に記入するか又は別紙に記入のうえ添付してください。
- (3) 虚偽の申告により不正に特定入所者介護サービス費等の支給を受けた場合には、介護保険法第2条第1項の規定に基づき、支給された額及び最大2倍の加算金を返還していただくことがあります。

○必要書類

- ① 入所し、又は入所する予定の施設における施設利用料、食費及び居住費について記載されている契約書等の写し
- ② 所得証明書、源泉徴収票、年金支払通知書、確定申告書の写し等、その他収入を証する書類の写し
- ③ 資産の状況が確認できる書類の写し
  - ・預貯金(普通・定期)…通帳の写し(銀行名・支店名・口座番号・口座名義、最終残高(2ヶ月前まで)の分かる部分)
  - ・有価証券(株式・国債など)…証券会社や銀行の口座残高(2ヶ月前まで)の写し
  - ・不動産…固定資産税納税通知書等の写し

## 同意書

京都市長 様

介護保険負担限度額認定のために必要があるときは、官公署、年金保険者又は銀行、信託会社その他の関係機関(以下「銀行等」という。)に私、配偶者(内縁関係の者を含む。以下同じ。)及び世帯員(介護保険施設に入所することにより世帯分離をした場合には、それ以前に同じ世帯に属していた者を含む。以下同じ。)の課税状況及び保有する預貯金並びに有価証券等の残高について、報告を求めることに同意します。

また、京都市長の報告要求に対し、銀行等が報告することについて、私、配偶者及び世帯員が同意している旨を銀行等に伝えて構いません。

年 月 日

<本人> 住所 氏名 印

<世帯員> 住所 氏名 印  
(配偶者)

<世帯員> 住所 氏名 印

<世帯員> 住所 氏名 印